商　　法

（100 点）

第１問

Ｐ社は、土木建設事業を業とする株式会社（取締役会設置会社かつ監査役設置会社）であって、その傘下に完全子会社として運送事業を業とするＱ株式会社を有しており、Ｐ社の総資産額に占めるＱ社株式の帳簿価格は、約３０％である。Ｐ社の株式は、Ａが１０％、Ａの子Ｂが５％を保有し、残りはＡの一族３０名がそれぞれ数％ずつ保有している。

Ｐ社の取締役は、長年、代表取締役Ａと代表権のない取締役Ｂ・Ｃの３名が務めてきたが、2023 年６月の定時株主総会においてＡは取締役に再任されず、Ｂ・Ｃ・Ｄを取締役に選任する決議がなされた（以下「第１決議」という）。しかし第１決議を成立させた同株主総会は、かねて子会社Ｑ社の管理をめぐってＡと対立関係にあったＢが、取締役会決議のないまま招集したものであり、Ａには同株主総会の招集通知は送られておらず、Ａは同株主総会に出席していなかった。同株主総会直後に開催されたＰ社の取締役会において、取締役Ｂ・Ｃ・Ｄ全員一致の賛成により、Ｂは代表取締役に選定された。

以上の経緯により代表取締役として選定されたＢは、Ｐ社を代表して、Ｑ社株式全部をＲ株式会社に譲渡する旨の契約（以下「本件契約」という）を締結した。その後 2023 年７月に開催されたＰ社の臨時株主総会において、一部の株主を除くほとんどの株主が出席し、大多数の株主の賛成により、本件契約を承認する決議がなされた（以下「第２決議」という）。第２決議を成立させた同株主総会は、取締役会において取締役Ｂ・Ｃ・Ｄ全員一致の賛成によって招集が決定され、Ｂが招集したものであった。

本件契約の効力に関して、会社法上の論点について検討しなさい。

第２問

次の事実を読んで、後記の（１）と（２）の問いに答えなさい。

Ｐ社は、放送法による放送関連事業を目的とする株式会社であり、その株式を東京証券取引所に上場している。Ｐ社は種類株式発行会社ではない。Ｑ社は、インターネットを利用した通信販売事業を目的とする株式会社であるが、近い将来における放送関連事業への進出を計画し、その計画を実現するための数ある方策の一つとして、2021年８月に、市場で買い集める方法によりＰ社の総株主の議決権の１０％に相当するＰ社株式を取得した。その後Ｑ社は、Ｐ社に対して2021年１０月に業務提携の提案を行ったが、当該提案はＰ社の取締役会によって拒絶された。

こうした中、Ｑ社は、Ｐ社の2022年３月期および2023年３月期の有価証券報告書において、投資有価証券の取得のため巨額の支出があった旨の報告がされたことを受けて、Ｐ社がＱ社による株式の買集めに対抗しＱ社の影響力を減らすために、同様にＱ社による株式の買集めのターゲットになっている放送関連事業を営む複数の会社との間で、株式の持合い工作を進めているのではないかとの疑いを抱いた。株式の持合いにより、株式の買集めに反対する現経営陣寄りの株主層を形成することが可能になる。そこでＱ社は、2023年７月に、Ｐ社による株式の持合い工作の状況を調査することを目的として、最近３事業年度分の有価証券元帳の閲覧謄写をＰ社に請求した。なお、有価証券元帳とは、会社が取得した株式の銘柄や取得時期、株式数、単価などを記載した帳簿をいう。

Ｑ社の請求に対し、Ｐ社は、Ｑ社はＰ社が株式の持合い工作を進めていると主張するもののそのような事実が客観的に存在することを明らかにできていないことや、Ｑ社がＰ社と実質的に競争関係にある事業を営んでいることなどを理由に、Ｑ社による閲覧謄写請求を拒絶した。そこでＱ社は、最近３事業年度分の有価証券元帳の閲覧謄写を求めて裁判所に訴えを提起した。

（１）Ｑ社が閲覧謄写請求に係る訴えを提起するに際して、自らがＰ社の株主であることをＰ社に対抗するためには、どのような手続をとることが必要かについて説明しなさい。

（２）Ｑ社による閲覧謄写請求は認められるかについて検討しなさい。